

◇ 安 里 重 和 議 員

○ 9 番（安里重和） それでは一般質問を行いたいと思います。

質問事項の1、村管理道路等の安全対策を。

平成30年9月29日、村営渡海団地広場に設置していた看板が台風24号による強風で倒れて車を破損させ、和解金23万4,000円を支払った。

また、令和2年4月15日、ヒージャーの餌として道路敷地外の草むらへ入り、草刈り作業中に村の管理する集水枡に落下し負傷させたとして村側に過失があるとして和解金39万9,880円を支払ったことを踏まえて、次の点について伺います。

1つ、村道海染江洲原線は、勾配の厳しい道路、また見通しの悪い道路であり、交通事故を誘発しスリップ事故などが多発しています。路面が濡れていると2WDの軽トラックなどは上るにも空回りし厳しい状況です。早急に滑り止め舗装の設置予定を。

2つ目、村道結の浜線はスクールゾーンだと私は思っていますが、道路標識の案内標識・警戒標識・規制標識・指示標識などの標識が全く設置されていないが、設置予定はあるのか。

3つ目、村道饒波石山線区画線について、昨年9月定例会で指摘しましたが、区画線の設置予定は。

2つ目の低炭素社会構築事業についてですが、この質問は、同じ建設業界の仲間として私からは質問したくなく、何度も断っておりましたが、ある方々から切にお願いされ、地域の建設業者なども確認し、覚悟を決めて質問に至りました。それでは質問に移ります。

会計検査院は、2020年11月10日に2019年度決算審査報告を公表し、翌日11月11日の新聞などで報道され、沖縄振興特別推進交付金のソフト交付金456万円を不当と指摘した。公表された一件は、大宜味村喜如嘉の河川大川川については村民は承知のことだと思えます。

公表されていない一件は、大宜味村LED防犯灯取替工事で手抜き工事が発覚指摘された。次の点について伺います。

1つ、LED防犯灯基礎工事に対する手抜き工事は何基あったのか、修繕工事費はどこが負担するのか。

2つ目、工事社へのペナルティーは。

3つ目の一般質問、ター滝の安全対策は。大宜味村の癒やしの観光スポットター滝への観光客が増えている中、平南川駐車場が完成して約5年がたちますが、観光協会は事故などがないように天候や入場時に十分注意を払って一生懸命頑張っていることだと思えます。次の点について伺います。

1つ、平南川駐車場ができる前の5年間と比べて消防隊員の出動回数が

倍に増えていますが、河川管理者として村はどのような安全対策を講じてきたか。

2つ目、増水などで孤立者やケガ人などのため、避難道や避難所などを設置する予定はあるのか。お願いします。

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

第1番目に村管理道路の件でありますけれども、現在、滑り止め舗装は、道路改良時に特に危険箇所として2か所を選定し施工しております。議員御指摘の場所等につきましては、確認の上判断いたしたいと思います。

②については、スクールゾーンについては、教育委員会を中心に協議会を設置し、エリアの指定を行い設定することになります。現在、指定は行われていないことから認定に至っておりませんので、調整を図りながら検討いたします。

③については、村道の白線等の状況について、9月議会での御指摘を踏まえ現場の確認はしておりますが、今後どのように事業化していくか検討中であります。

2点目の質問ですけれども、本事業は、平成29年度沖縄振興特別推進交付金を活用し、事業費9,493万9,680円を実施し、既存の防犯灯を新たにL

E D照明の防犯灯255か所を整備しました。令和元年12月の会計実地検査において、適切とは認められない施工箇所として47か所の指摘がございました。手直し工事費の負担につきましては、施工業者においては、設計書に基づく施工がされておらず、村としても監督及び検査が十分ではなかったことから村と業者とで半分ずつ負担することにしました。工事社へのペナルティーについては、業者負担分をペナルティーと考えております。

次に3番目のター滝につきましては、消防が出動する原因となったこととして、雨による増水でター滝までの河川沿いでの待機している人々の救出となっています。村の対策としましては、平南川ター滝駐車場の指定管理者である観光協会と連携して、大雨予報など危険が予知される場合には、駐車場を閉鎖し入場をお断りして、かつ、それでもこられる方々へター滝への進入自体もしないようお願いしてもらうことの連携対策を行っております。しかしながら、今年の事案も含め、日中に急激な雨のときター滝が既に利用されている場合の対応は難しい事態でもありますので、安全な利用となりますよう、今後も関連機関と連携し対策を検討していきたいと考えております。

②につきましては、現時点で検討している中では、避難道や避難所の設置予定はございませんが、避難に対応する表示や救助に関する対策を検討

しているところであります。

○ 9番（安里重和） 最近ですね、私は、村は箱物に力を注ぎ、最も大事な村民の安全、安心について非常に怠っているのではないかと考えています。私は何度も、道路の安全対策などについて質問してきましたが、私から見て一向に進む様子が見受けられません。ですから、各議員からの村道管理に対しての質問が集中していることだと思います。村は、村道海染江洲原線で事故が多発していることを重々承知のことだと思いますが、縦断勾配を知っていますか、村長。

○ 村長（宮城功光） 縦断勾配といいますと、道路構造の観点からスピードによっての道路勾配が決まっております、この横断、道路の幅員のその勾配を横断勾配ということです。

（「私が言っているのは縦断勾配です。横断勾配ではありません」と呼ぶ者あり）

○ 建設環境課長（新城 寛） 縦断勾配についてはですね、今、すぐお答えすることがちょっと難しいんですが、實際上、海染江洲原線について

は旧農林事業のほうで、県事業で行いました。そのときには、まず幹線農道ということで整備を行っております。その勾配状況、幹線農道においても村道と同じような大きな道ということでの整備を行っていて、その後、入り口部分ですかね、それと中間部分までを起債事業か何かで整備を行ってまいりました。先ほど村長にお答えしていただいた滑り止めの2か所、そこについてもその改良のときに行っております。實際上、かなりの勾配的にはきつい道だと認識をしておりますが、我々のほうでも事故多発地域、そこについて滑り止め舗装、そういうところを整備してきたわけですが、なかなか小さな事故、すごく大きな事故は今のところ報告を受けておりませんが、何件か建設環境課長のほうにも事故の報告は聞いております。

○ 9番（安里重和） 私が調べた縦断勾配ですね、ビジターセンターの入り口付近から江洲促進住宅のタンクの付近ぐらいまでなんですけど、実質はほとんどが10%以上あるんですよ。ナンバー9からナンバー16、140メートルの区間、平均勾配が10.915%、今10%以上のところだけ言いますけれども、ナンバー21からナンバー26、100メートル、10.517%、ナンバー26からナンバー35、11.075%、ナンバー35からナンバー58、460メー

ル、10.88%、ナンバー74からナンバー81、140メートル、11%、最後のタンク付近なんです、97から100メートルで8.12%あります。この10%以上というのはですね、十二、三%あるのは确实なんです。その厳しい勾配を普通の乗用車で雨が降った場合でも事故は多発しています。つい最近、一月なるかならんかと思いますが、正面衝突2件同じ日に発生したみたいです。そのうち1件は警察庁のほうへ届け出されています。1件は届け出されていません。私がこのスリップ事故等が頻繁に起きているというのは、ほとんど下り車線のとくにスリップして相手にぶつかっているんですよ。また相手を避けるために側溝に落ちているんです。そういうものを考えた場合、これは全面ですね、実際滑り止め舗装をやらなければいけないんじゃないかなと思っています。今、2か所やっていますと言いますが、じゃあ2か所でどうかという、じゃあ、片方の車線だけじゃないですか。全面舗装はまずないと思います。ですから、この滑り止め舗装を確実に、もう全面舗装ぐらいやってもらいたいぐらいと思っています。どうでしょうか。

○ 建設環境課長（新城 寛） 議員御指摘の滑り止め舗装については検討する余地はあると考えております。我々のほうもですね、先ほど仲井間議員からの話もあってですね、区画線含めてそこら辺を事業化できないの

かどうなのかということを検討しているところです。實際上、かなりの額がかかると考えているところです。その前に、また何かできる手立てがないのか。先ほど議員御指摘の指示標識あたり、案内標識、そこら辺を検討しながらやっていきたいというふうにも考えているところです。ただ、海染江洲原線については、法定速度40キロであります。ほとんどの車が40キロ以上の走行をしているのかなと思う部分もございますので、先ほど話をした案内板での案内ですね、滑り箇所とかいろいろやり方はあるかと思えますので、そこら辺について滑り止め舗装の前にできるだけ早い対策を建設環境課のほうでまた考えながらやっていきたいと思っております。

○ 9番（安里重和） 私は質問をする前に、和解金のことでもちょっと話しましたが、例えばこの事故を起こした当事者がスリップ事故等を起こした場合、村の管理が悪いと、それを訴えられた場合和解金を支払いするんですか。

○ 建設環境課長（新城 寛） まず、事故等の話を検証することもあるかと思えます。そこら辺の結果を踏まえて考えられるところは考えるか、そこら辺の事故の状況、そこら辺で違ってくると思えますので、そういう

ことが起こらないように、先ほど議員御指摘のように我々もどうにか滑り止めをやれるような方向は考えていきたいと。今すぐできること、先ほど話したようにどうにか標識あたりでも、通常の標識はなかなか難しい部分がございます。どうにかドライバーに知らせる意味でも注意喚起の何らかの処置をしていきたいと思っております。

○ 9番(安里重和) いつになるか分かりませんが、それまでに事故は、私は確実に起こるんじゃないかなと思っています。

またちょっと話を変えますけれども、村道結の浜線ですね、現在標識が全くありません。標識がない道路は何キロか御存じでしょうか。

○ 建設環境課長(新城 寛) 実際、標識がない道路に関して、村道はほとんど速度の標識がございません。速度の標識に関しては公安委員会を通じて設置していくということでもありますけれども、私の今、分かる範囲内では30キロから40キロじゃないかなと思っておりますが。

○ 9番(安里重和) 多分ですね、私駐在所のほうからも注意されたんじゃないかとは思っているんですよ、村に対して。標識のない道路は法定

速度60キロです。標識等設置は道路管理者なんですよ。毎回毎回何か言えば安全協会どうのこうと言いますが、管理者が設置するんですよ。私、今ここに道路法持っています。その中に全部書かれています。早めに道路標識等を立てて、また結の浜線の橋のところ、よく車が止まっています。向こうですね、こちらから行くと左側バリケードされていますよね、村有地のほうに。向こうのほう開けたらどうでしょうか。開けたらまだ、道に止める方は減るんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

あちらを閉めた理由といたしましては、やはり4工区ですね、埋立時の4工区と言われている部分への進入、今、盛り土されて土が置かれたりとか、そういった状況でありますので、やはり管理の面から閉めさせてもらっている状況でありますし、また開けても歩道に乗り入れたりとか、これまでもありました。なので、そういった管理面、やっぱり歩道は歩く場所であって車を止める場所ではないとか、そういったことも含めて道路交通法を確認させてもらいながら、閉めさせてもらったという経緯がありますが、今の、前回9月の一般質問で友寄議員のほうからありましたけれども、そういったものも含めて、ただ開けるかどうかじゃなくて、今後の4工区

の活用方法も検討しながら進めさせていただきたいと思っています。

○ 9番（安里重和） どうもありがとうございます。もっともっと言いたいことたくさんあるですけども、まだほかにも詰まっていますから先に進めたいと思いますが、一応、今、村道石山線の区画線とかはですね、仲井間議員のほうからも話がありましたから、次のほうに質問を移ってきたいと思います。

低炭素社会構築事業についてですが、私はこの工事に対して非常に遺憾に思っています。工事の打ち合わせなどはどのように行われたのか教えてもらえませんか。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

低炭素の事業の流れといたしましては、平成27年度に事業計画を作成して、28年度から事業開始をしているところであります。今議員御指摘の工事に関しましては、平成29年度事業ということで、まず喜如嘉住区のほうを行いました。平成30年度で大宜味住区のほうを行う予定であったんですが、一括交付金の残額等の関係から平成29年度に前倒しをして、29年度に喜如嘉住区、大宜味住区を行ったところでございます。

○ 9番（安里重和） 私が聞いていることと全く違う答えが返ってきたんですけれども、工事の打ち合わせというのは、発注者と業者、どういふふうな工事の打ち合わせをやってきたかということを知っているんですよ、どうでしょうか。

○ 総務課長（知念和史） 細かい打ち合わせの資料等は今持ってはいないんですが、事業時に現場立ち会いであったり、工程会議での担当者での参加に至っていると思います。

○ 9番（安里重和） 手抜き工事、255本のうちの47本、これは手抜きじゃないですよ、私から見たら。意図的なものですよ。255本のうち四、五本ぐらいならまだちょっとミスったぐらいでいいですよ。そのうち47本手抜き工事というのはとてもじゃないんですけれども、意図的にやったものとしか考えられません。それはどうなんですか。

○ 総務課長（知念和史） この指摘箇所の47か所につきましては、前に議員全体での説明会でも申し上げましたが、やはり当初予定していた箇所

から現場現場へ入る中で、やはり変更等の調整等もありまして、その説明会でも申し上げましたが、やはり区長さんからの要請であったり、そういったところから無理に変更させたところもございます。そこら辺は業者だけの責任ではなくて、やはり村のほうとしても監督、管理の不足等もあったのかなというふうに認識しております。

○ 9番（安里重和） 今、発注者のほうから無理に場所を変更させたと言いましたよね。これは指示簿とかも全部あるんですか。それは変更しても手抜き工事を行ってもいいんでしょうか。まず、許容範囲分かりますか、根入れの。

○ 総務課長（知念和史） まず指示簿に関しましては、全ての箇所についての指示簿のほうはございません。許容範囲につきましては、今1,400を根入れとしておりますが、そのうちの7センチまでが許容範囲ということでのほうで理解しております。それ以上の、10センチ以上根入れで不足している部分について改修を行うというふうに予定しております。

○ 9番（安里重和） 許容範囲はプラスマイナス10センチです。指示簿

も全て出すはずがないんですよ。その場所場所だけに対しての指示簿は出します。全体としてはまずないかと思います。もうこれ以上、質問してもあれかも分かりませんが、じゃあ別にまた行きたいと思います。

瑕疵担保はどうなるんでしょうか。

○ 総務課長（知念和史） 瑕疵担保につきましては、やはり工事検査後発覚したことではなくて、やはり施工自体、施工不良ということで、実際にこちらの監視、監督がしっかりできていたら発見できていたところであると考えるところからですね、瑕疵担保には該当しないのかなということで考えております。

○ 9番（安里重和） 瑕疵担保というのは何ですか。

○ 総務課長（知念和史） 瑕疵の担保ですので、瑕疵があったかどうかということでのものだと思いますが、やはり施工不良もそこら辺も含まれるのかなと思うんですけれども、村長のほうから答弁があったように、お互いに非があったというところでの瑕疵担保で、全て業者のほうに負担はできないんじゃないかということでの判断となっております。

○ 9番（安里重和） 瑕疵担保というのは、見えない欠陥や不具合があった場合のことを話しているんですよ、簡単に言えば。もし発注者が悪いというんでしたら、求償権がたしかあるかと思うんですよ。その求償権のほうは、私資料を持っていないからあまり細かいことは言えませんが、この瑕疵担保についてないということは、まずないかと思います。多分うたっていないくても、1年か2年は絶対あるかと思うんですよ。じゃあ、これまでの公共工事、その発注の工事でちょっとしたミスとかで、発注者も実際ミスった、業者もミスった、そのときに折半しましたか。

○ 総務課長（知念和史） 過去の事例を全て調べているわけではございませんが、本件に関しては互いに非があるということでの手直し工事分の折半になっております。

○ 9番（安里重和） 自分たちで認めているわけですよ、非があったということ、管理不足ということ。これ現場の立ち会いとかは行わなかったんでしょか。

○ 総務課長（知念和史） 全く行っていないわけではないですが、やはり47か所もそういったことがあったというのは事実でありますので、その管理監督の不足があったということになると思います。以上です。

○ 9番（安里重和） 私は、この一般質問をやる低炭素社会に対してです、私は覚悟を決めてということをおはまず言いました。私は、ものすごく怒っているんですよ、この工事に対して。瑕疵があって、ペナルティーが、半額折半がペナルティー？ そんな話聞いたことないですよ。あなた方が出している請負者選定、これにでもしっかりとうたっているんじゃないですか。指名停止基準。この規則の中で実際どれに当たりますか。

○ 総務課長（知念和史） 今、議員おっしゃっているのは村にある規定の中でだと思っんですが、11条のほうで別表等がございます。やはり該当する箇所としては、その表の4項に該当するものだとは思っんですが、そこには故意に不正という文言がございますので、やはり業者としてもそういった調整の中からは行ったことであり、100%故意ではないのかなというふうに認識しております。

○ 9番（安里重和） 故意というのと、意図的というのと、私、言葉がちょっと違うのかなとは思ってはいるんですけども、だって255本のうち47本ですよ。これは何分の1ですか。普通ですね、そういうものを支柱、基礎を入れるときには大体根入れは深く掘るんですよ。浅く掘られているということは実際とんでもない話です。一番大きく根入れ不足があったのは何センチ程度でしょうか。

○ 総務課長（知念和史） 村のほうで調べた範囲では、63センチから130センチまでということでの根入れ不足のほうがございました。

○ 9番（安里重和） とりあえず村のほうも自分たちの過失を認めているわけですから、まず修繕費用521万3,450円、返還金456万円を合わせると977万3,450円となります。村に不利益を与えた責任を明確にするために、令和3年1月に支給する給料月額に限り、村長72万円を64万8,000円と、副村長58万4,000円を55万4,000円に減給する議案も提出されていますが、どうですか、1か月を3か月に延ばしたらどうでしょうか。

○ 総務課長（知念和史） 今、議員御指摘の件ではございますが、今回

の村長の判断につきましてはですね、過去の事例等を参考にしてやっている経緯でございますので、そこは御理解いただきたいと思えます。

○ 9番（安里重和） この件に対しては、これで最後にしたいと思えますが、昨年12月に会計検査院から手抜き工事が指摘されて、T社へペナルティーもなく、T社は今年8月14日に、令和2年度大宜味村簡易水道施設電気計装工事請負金額1億62万8,000円を受注しています。村長、請負者選定委員会委員長の副村長どう思えますか。

○ 総務課長（知念和史） 選定委員会の中での、今御指摘のほうはですね、やはり指名停止等のことを踏まえての話だと思えます。やはりそこはですね、先ほども申し上げましたが、業者のほうも故意に行っていないというところから、そういった指名停止等の措置を行っていないというところから次の入札のほうにも参加し、そこで受注したものだと考えております。

○ 9番（安里重和） 最後、ター滝の件で一つだけ確認しておきたいと思えますが、ター滝で駐車場ができる前の5年間とできてからの5年間で

はちょうど倍なんですよ、数字が。一番災害が大きかったのは救助人員何名でしょうか。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。
人数的には、今把握はできていません。ただ、平成28年度か29年度だったと思います。あれは夏ですね、急激な大雨で、運動会時だったんですかね、20名とかそれぐらい以上の……夏まつりですね。夏まつり時だったと思いますが、30名ほどぐらいいたんじゃないかなというのを記憶しているところです。

○ 9番(安里重和) 一番、救助人員が多かったのが令和2年9月16日、101名です。結構大きい数で言いますと、平成24年8月11日、41名。平成29年5月5日、33名です。ただ、やはり9月16日というと、新たに、新たにといってもここ最近なんですけど、それぐらい観光客が増えているということですよ。私は、河川での事故は自己責任と言うかもしれませんが、やはり一応村のほうももっと頑張ってもらって、何とか皆さんが楽しく観光ができるようにやってもらいたいと思います。以上で終わります。